

平成 31 年 3 月 1 日

事業主各位

徳山労働基準監督署

雇用管理改善（働き方改革）セミナーの開催について（ご案内）

平素より労働基準行政の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、昨年 7 月 6 日付けで公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に關係して、「時間外労働の上限規制」や「年 5 日間の年次有給休暇の取得（企業に義務付け）」等労働関係法令が今年 4 月から順次施行されるなど、働き方改革に向けた法令等の理解とこれに基づく適切な労務管理への対応が必要となっています。

徳山労働基準監督署では、今般、新南陽商工会議所様のご協力により、労働者を雇用される皆様方に改正内容の説明を中心としたセミナーを開催することとなりました。

つきましては、事業主又は労務を担当される方には是非ご出席いただきたくご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成 31 年 4 月 23 日（火）午後 1 時 30 分（13:30）から（約 1 時間半）
- 2 場 所 新南陽商工会議所 3 階（大会議室）
（周南市宮の前二丁目 6 番 13 号 ☎0834-63-3315）
- 3 内 容 時間外労働の上限規制ほか働き方改革関連法について
（36 協定様式の改定、年次有給休暇の確実な取得など）

※ ご参加いただける場合は、下記の参加申込書を 4 月 16 日（火）までに徳山労働基準監督署あて FAX 送信又は郵送してください。

お問合せ先

徳山労働基準監督署（周南市速玉町 3-41）

☎ 0834-21-1788 FAX 0834-21-1690

担当 労働時間相談・支援班 油谷、藤岡、犬山

雇用管理改善（働き方改革）セミナー（4 月 23 日）への参加申込書

徳山労働基準監督署 労働時間相談・支援班 行 FAX 0834-21-1690

事業場名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

出席者職氏名	
--------	--